

2020年7月17日
日本原子力発電株式会社

電気事業法施行規則に基づく申請について

当社は、電気事業法施行規則第45条の21の3第1項及び第45条の21の6第1項※に基づく賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の額の承認を受けるため、本日、経済産業大臣に申請しました。

※電気事業法施行規則第45条の21の3第1項及び第45条の21の6第1項（概要）

2017年に電気事業法施行規則が改正され、以下の内容が規定されています。

- ・原子力発電事業者は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金（平成23年3月31日以前に原価として算定できなかったもの）を、一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金の額について、5年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。（第45条の21の3第1項）
- ・原子力発電事業者は、廃炉を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。（第45条の21の6第1項）

○添付資料1：賠償負担金承認申請書

○添付資料2：廃炉円滑化負担金承認申請書

以 上